

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

特定動物飼養等状況記録表

年 月 日

熊本県知事 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月分の特定動物の飼養・保管状況について、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和55年熊本県条例第41号)第6条第4項の規定により提出します。

許 可 番 号									
許 可 年 月 日					年 月 日				
特定動物の種類及び許可数									
変更前の特定動物の数									
当月の変動状況									
日	増加数	減少数	現在の数	増減の理由	日	増加数	減少数	現在の数	増減の理由
1					1 6				
2					1 7				
3					1 8				
4					1 9				
5					2 0				
6					2 1				
7					2 2				
8					2 3				
9					2 4				
1 0					2 5				
1 1					2 6				
1 2					2 7				
1 3					2 8				
1 4					2 9				
1 5					3 0				
					3 1				
変更後の特定動物の数									

備考 1 様式中数量の増減の記載については、その旨を示す書類の添付に代えることができます。
 2 様式中の不要の文字は、抹消してください。

別記第六号様式を削る。

別記第七号様式中「熊本県動物管理条例施行規則」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第八号様式中「特定動物権識」を「特定動物」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第九号様式を削る。

別記第十号様式中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同様式を別記第八号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

(表)

第 号	
動物愛護管理員身分証明書	
<div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写真 </div>	<p style="text-align: center;">所属 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p>
<p>上記の者は、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 1 号）第 1 7 条の 2 の動物愛護管理員であることを証明する。</p>	
<p>年 月 日交付</p>	
<p>熊本県知事 印</p>	

----- 9 センチメートル -----

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

(裏)

動物の愛護及び管理に関する法律（抜すい）

（報告及び検査）

第 1 3 条 都道府県知事は、第 8 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の飼養施設を設置する事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（抜すい）

（報告の徴収及び立入調査）

第 1 7 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、動物を飼養し、若しくは保管する者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員に飼養施設その他動物の飼養又は保管に関係のある場所（人の住居を除く。）に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養若しくは保管の状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（動物愛護管理員）

第 1 7 条の 2 知事は、法第 1 3 条の規定による立入検査又は前条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから動物愛護管理員を任命するものとする。

別記第十一号様式を訂正。

別記第十一号様式中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同様式を第十号様式とする。

別記第十三号様式中「毒えむ標識」を「毒えむ」に改め、同様式を第十一号様式とする。
別記第十四号様式中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に、「まじ消すること」を「抹消してください」に改め、同様式を第十二号様式とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県議会告示第五号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年十二月二十日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年熊本県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式6及び別記第二号様式6中

種類	銘	柄	株 数	額面金額の総額
株			株	円
株				
株				
株				
株				

を

に改める。

附 則

この規程は、平成十三年十二月二十日から施行する。

種類	銘	柄	株 数
株			株
株			
株			
株			
株			

発行所 熊本県印刷局
平成十三年十二月二十日発行
平成十三年十二月二十日印刷

印刷所 熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話(代)〇九六一二八六一三三二番社八